

たわけではなく、高等教育機関の拡大と進学率の上昇は、出身階層との関係を密接に保ちながら、階層格差を伴って実現されていたことが明らかになった。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究」
分担研究報告書

女性の就業形態選択と所得格差

研究協力者 松浦克己 横浜市立大学商学部

研究要旨

全国で最も非婚化、晩婚化、少子化が進行し、かつ待機児童問題が深刻な東京 30km 圏を対象に女性の就業形態を 4 区分し分析した。そこで育児・出産が女性の選択にどのような影響を与えるかを、女性自身のライフコース選択に関する考え方と合わせて推計した。その上で非正規雇用で女性の経験(勤続年数)が時価な足り賃金に反映されているかどうかを検証することで、正規就業を継続した場合との所得格差の原因の究明に努めた。

A 研究目的

本研究の目的は女性自身が希望するライフコース選択が実際にはどのように満たされているか(満たされていないか)を明らかにすると共に、それが経時的に所得格差に結びついていることを明らかにすることにある。

B 研究方法

委託会社の保有する 1,700 名にアンケートを実施し、そのマイクロデータに基づきマルチノミアル・サンプルセレクションモデルで推計した。

(倫理面への配慮)

マイクロデータを使用の際には、個人が特定されないように十分留意するとともに、個人情報の流出のないように細心の注意を払う。

C 研究結果

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果を「女性の就業形態選択と所得格差」にとりまとめた。正規就業継続が第一子出産で激減し、第二子出産で 15% 前後の確率しかないことが示唆された。

D 考察

三世代同居は、今日大都会では育児支援にほとんど期待できないこと、幼稚園・保育園、塾稽古事・学童保育が重要な役割を果たしている。

E 結論

社会的な出産・育児支援策を充実しない限り、両立コースを目指す女性の非婚化、晩婚化は進むことが予想される。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

無し

2. 学会発表

無し

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究」
分担研究報告書

母親就労からみた福祉国家における家族の位置づけ：国際比較の観点から

分担研究者 白波瀬佐和子 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

平成14年度は、母親就労に焦点をあて福祉国家を個人と労働市場との関係や世帯内の経済的な貢献度を通して、福祉国家と家族の位置づけについて検討することにある。すでに提唱されている4つの福祉国家レジームを想定し、異なるレジームにおける母親の就労決定や世帯での経済的な地位について検討した。4つのレジームとは、(1)自由主義型福祉国家、(2)保守主義型福祉国家、(3)社会民主主義型福祉国家、(4)家族主義型福祉国家である。

A 研究目的

本研究の目的は、母親の就労と妻の家計への貢献度に着目して、異なる福祉国家レジームと個人と労働市場との関係を探ることにある。特に他国との比較を通して、我が国における母親就労の状況を明らかにし、その背景にある社会経済的な要因を考察することを試みる。

B 研究方法

1995年「国民生活基礎調査」と1990年代半ばのLuxembourg Income Surveyデータ(LISデータ)を分析した。比較対象国として分析したのは、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、台湾である。

(倫理面への配慮)

マイクロデータを使用の際には、個人が特定されないように十分留意するとともに、個人情報の流出のないように細心の注意を払う。

C 研究結果

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果を論文、Wife's Economic Contribution to the Household income in Japan with Cross-national Perspective)にとりまとめた。その結果、日本における幼い子どもを持つ母親就労率が他国に比べて低いことが明らかになった。しかし一方で、日本だけでなくドイツや、アメリカ、スウェーデンでさえも、夫の収入は妻の就労決定に有意にマイナスの効果を呈していた。

D 考察

我が国における低い幼い子どもを持つ母親の就労率の背後には、根強く存在する性別役割分業体制があるのではないかと考える。特に、我が国において妻の就労決定において学歴効果が有意でない結果は、学歴取得を通じた人的資本量が労働市場において

て正当に評価されていないこととも解釈できる。

E 結論

3歳未満児を持つ母親の就労率（核家族に限定し、自営業を削除した）の低さの背景には、高学歴を取得しても出産によって仕事を辞める確率が高く、子育てが母親に集中するという強い役割分業体制が世帯内はもちろんのこと、労働市場との関係においても貫徹されていると考えられる。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

The paper was presented at the Tokyo meeting of the International Sociological Association, Research Committee 28, on March 1, 2003.

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究」
分担研究報告書

高齢者のいる世帯における経済的格差に関する一考察

分担研究者 白波瀬佐和子 国立社会保障・人口問題研究所
研究協力者 竹内俊子 学習院大学助手

研究要旨

本研究では、65歳以上の高齢者がいる世帯（以下、高齢者世帯）に焦点をあてて、高齢者世帯内の世帯構造別に経済格差を検討した。世帯構造は、男性単身世帯、女性単身世帯、夫婦のみ世帯、核家族世帯、三世代世帯、その他、の6カテゴリーにわけ、それぞれの世帯構造内での経済格差と世帯構造間の経済格差を検討した。さらに、1980年代半ばから1990年代後半にかけて、高齢者世帯における経済格差の変容を検討した。

A 研究目的

本研究の目的は、65歳以上高齢者がいる世帯に焦点をあてて、経済格差の程度を検討することにある。急速に進行する高齢化と関連して、我が国における不平等化が進行したという議論があるが、本稿では高齢者世帯をひとくくりにせず、6つの世帯カテゴリーに区別して高齢者のいる世帯の経済格差を検討する。

B 研究方法

本研究は、1986年から1998年にかけての5時点にわたる「国民生活基礎調査世帯票」を分析した。

（倫理面への配慮）

マイクロデータを使用の際には、個人が特定されないように十分留意するとともに、個人情報の流出のないように細心の注意を払う。

C 研究結果

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果を論文、「高齢者のいる世帯における経済的格差に関する一考察」にとりまとめた。ここでは、1980年代から1990年代後半にかけて、高齢者世帯内の経済格差に一様なパターンが認められず、また世帯構造カテゴリーごとに異なる変容パターンがみられた。

D 考察

1980年代半ばからの高齢者世帯における構造分布の変化は、単身世帯と夫婦のみ世帯の増加と三世代世帯の減少で特徴づけられる。対数分散を用いて格差程度の変化をみると、高齢者世帯の間で一律の変容パターンは本分析を見る限り認められなかった。これは同じ高齢者といえども属する

世帯タイプによって所得格差の時系列変化が異なることとも関連しているのではない
かと考えられる。

E 結論

高齢者のいる世帯に着目し、6つのカテゴリーに分けて経済的格差の程度を検討した。ここで全体の格差を世帯構造タイプ内と世帯構造タイプ間に要因分解した結果、世帯構造タイプ内の経済格差が高齢者世帯全体の経済格差の約8割を占めることが明らかになった。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

第2部 各研究報告

「機会の平等」に関する考察 1 —柔らかな positivism からの接近—

佐藤俊樹

1.1

現代の主要な正義の原理は「機会の平等」である。「機会の平等」をみたさない、少なくともみたそうとしない社会が「正しい」とはいえないことは、多くの人が認めるところだろう。

しかし、「機会の平等」が何かに関しては、決して十分な考察がなされてはいない。例えば、なぜ「機会の平等」が正しいのか。どうやって「機会の平等」がみたされているかどうかを判定するのか。それらの基本的な問いは未だ十分に答えられているとはいがたい。というか、それが問い合わせの対象であること、つまり未だ十分な答えをあたえられていないことさえ、広く了解されているとはいがたい。

うまい形容がないので、とりあえずこういっておくが、その意味で「機会の平等」原理には不透明さがある。おそらくそのこと自体が「機会の平等」原理は何ものであるかを物語っているのだろう。「機会の平等」原理は近代社会そのものに密接に関連している。だから、十分に見通せない=客観化できないにもかかわらず、その自明性が本当はうたがわれていない。見通せないのはたんに十分に考えられていないからなのか、それとも社会の内部にいる観察者だから見通せないからなのかは、今のところ私には判別できない。もし余裕があれば、その点についても考えてみたい。

とりあえず、見通せないにもかかわらずそういう原理がある、あるいは自分たちの社会はその原理にそつていると信じている（ここでいう「信じている」は信条として信奉しているというより「疑問に思っていない」という意味に近い）。だとすれば、この原理はその定義内容からくる正しさに根拠づけられているわけではない、少なくともそういう正しさだけに根拠づけられているわけではない。

むしろ、この原理の不透明さ自体が私たちの社会のあり方と密接に関連しているのではないか。その不透明さに疑問をなげかけることは、いわば私たちが自明に「正しい」と思っている何かを疑うことになる。だからこそ、「機会の平等」原理の不透明さは正面きって問題にされずにきた。半ば気づかれながらも、つねに通過 passing されてきたのではないか。

1.2

私はかつて「機会の平等」と「結果の平等」を比較考量したことがある(佐藤,2001b)。こ

の二つはしばしば対立する原理だと考えられている。ごく単純にいっても、こうした考え方があやまっている。機会の平等度は結果の平等度に関しては無関連だからである。つまり、「結果の平等」と「機会の平等」は排他的な事態ではない。結果の平等状態が成立しているからといって、機会の平等状態が成立していないとはかぎらないのである。

「結果の平等」をすっきり定義するとすれば、それはある特定時点での外的資源の配分の平等であろう。時点はいくつか考えられるが、実際には現在、厳密にいえば観察がなされた時点であることがほとんどである。こう定義すれば、上の非排他性はいつそうわかりやすい。「現在時点の資源の配分が均しい」(と何らかの基準でいいと仮定しておく)ことから「過去に機会の不平等があった」と推論すれば、多くの人は首をかしげるだろう。日常感覚的には、むしろ反対の推論、つまり「過去に機会の不平等がなかった」と考える方がなじみやすい。もちろん、この推論も本当は憶測にすぎない。論理的には、「現在時点の資源の配分が均しい」ことと、過去の機会の状況とは無関連である。おそらくこの推論もfolktheory、つまり私たちの社会の編成原理と関連した信憑なのだろうが、それについてもおいておく。

これだけでも二つの平等の関係について考える材料になる。「機会の平等対結果の平等」という対立図式は用語法のレベルですでに非対称である。概念史的に検証する必要があるが、「結果の平等」という表現自体が「機会の平等」原理の側から見ている。結果という言葉は結果以外の何かがあることをさす。結果があれば、出発点があり、その過程がある。「結果の平等」は「現在時点での資源の配分の平等」というだけでなく、それ以外のfactor、例えば出発点や過程を考慮しないという意味をあたえられている。

それだけ「機会の平等対結果の平等」という議論は歪んだ平面の上でなされてきたといえるし、そのこと自体がこの議論をつつむ磁場の強さを暗示している。平等論を考えるという作業はどこか自然科学的な客觀性、というか論理的明証性を欠いている。それはまだ学的探究が浅いというだけでなく、おそらくはくり返し述べているように、私たちの生の正しさに直接関連しているためでもある。

1.3

だからといって、論理的明証性を無視してよいといいたいわけではない。従来の機会の平等をめぐる考察がまちがっているというのではなく、そのほとんどに欠落しているが、十分考慮に値する論点があるといいたいだけである。

それはとりあえず次のように定式化できる。

- A)私たちが現在掲げている「機会の平等」は現実にはどのような配分原理なのか
- B)「機会の平等」は現実にはどのような配分原理になりうるのか

A)とB)はもちろんちがうが、同じ視座を共有している。私たちに現実にあたえられている状況において何ができるか、何を知りうるのか、である。

「現実に」といっても、具体的な政治情勢などを想定しているわけではない。この言葉で意味されているのは、もっと一般的な制約条件、すなわち、ハイエク風にいえば「有限な知の範囲で」という制約である。簡単にいえば、A)現在「機会の平等」として何が測定されているのか、B)「機会の平等」として何が測定されうるのか、という視点から「機会の平等」を考えようというわけである。

この論文の副題にある"やわらかな positivism"はそういう意味である。positivismといつても、測定できないものは真実にはなりえないと考えているわけではない。測定不可能でも論理的に定義できるもの、そして考慮に値するものはいくらでもある。特に平等原理の議論はつねに理想状態を考えようとする。測定できるものだけしか認めないと"硬い positivism"では不毛に終わる。

だが、その一方で、平等原理は所得再配分や社会保障という形で、現実の人々の生を規制する制度的概念的基盤となっており、それによって具体的な政策が議論され、実行される。こうした実践面・政策面を考えた場合、議論可能性という点でも実行可能性という点でも、測定可能性を無視しつづけるのは正しい態度とはいえないとは私は考える。

簡単にいえば、「機会の平等」原理の論理的な構成を測定可能性という点から反省するーーそういう作業が不可欠なのである。以下ではそれをおこなう。

1.4

わかりやすい切り口から入っていこう。

先にふれたように、「機会の平等」という場合、つねに対比されるのはいわゆる「結果の平等」である。この二つはしばしば対照的なものだと考えている。けれども、現実にそれぞれの平等原理の下で不平等がどのように測定され、その上でそれぞれの原理がどのように用いられるかまで考えてみると、この二つは意外なほど対立しない。

例えば、結果の平等原理が恣意的な配分につながりやすいという批判がある。正確にいえば、機会の平等原理は恣意的な配分につながりにくい、だからより正しい原理だという主張である。市場原理主義など、多くの「機会の平等」論者がこの立場をとっている。

「結果の平等」は現在時点での資源の配分を問題にする。つまり、現在時点での資源の再配分可能性を潜在的にもつ。それゆえ、「結果の平等」を追求する政策は現在時点のさまざまな政治的利害＝「特殊利害」によってが干渉をうけやすいし、現実にうけてきた。戦後の自民党政治への批判が「結果の平等の歪み」という形でいわれるのもそういう理由からである。

正確にいえば、これは干渉というよりも干渉の可能性であって、結果の平等原理に論理必然的に干渉をひきおこすわけではない。正しい測定手段があり、それによって正しく測

定され、その測定内容が正しく再配分政策に反映されれば、特殊利害によって歪むことはない。原理の問題というより、政策遂行の問題ともいえる。

とはいっても現実にはすべてが可能性なのだから、可能性の程度も当然問題になる。その点でいえば、機会の平等原理にくらべて結果の平等原理がよい多くの干渉可能性があるといえよう。これは機会の平等原理から見れば、よりわかりやすい。機会の平等原理は出発点での平等性を追求する。その背後には、出発点以降における不確定性がある。つまり、a)出発点以降においてどうなるかが出発点の時点ではわからない、もしくは b)出発点以降において何がおこっても介入すべきではない、と考えられている。a)か b)か、あるいはこの二つは現実には区別できないのかという点も、本来ならば慎重に考える必要があるが、これもここではおいておく。可能余裕があれば 2. 以降で考えたい。

a)または b)の理由によって、「機会の平等」では出発点以降の不確定性がともなう。出発点の時点での内的または外的資源の状態が、結果すなわち最終的な観察時点での外的資源の状態にどう影響するかが不確定なのである。例えば、親の学歴が子ども（本人）の学歴にどう影響するか、その程度を出発点の時点では確定できない。

（この不確定性にも厳密には二種類ある。マクロレベルでの不確定性、つまり親世代の学歴分布が本人世代の学歴分布にどう変換されるかわからないという不確定性と、ミクロレベルでの不確定性、ある特定の親（=本人の親）の学歴が本人の学歴にどう影響するかがわからないという不確定性である。統計的にいえば、ミクロレベルでの不確定性があつても集計すればマクロでは不確定でなくなる可能性はある。中心極限定理みたいなものを考えればよい。これは最終的には、現実の「機会の不平等」が個人主義的なか集団主義的なかという問題にいたりつくが、この点は 2. で考察する。）

この不確定性には従来あまり注意が払われてこなかった。一つには、出発点において完全な機会の平等、つまり初期条件の均一化がなさればよいと考えられたからだろう。この推論は一見正しいように思えるが、まちがっている。厳密に考えていくと、何が初期条件として影響するかどうかも不確定だからである。つまり、不確定性とは「初期条件が均一である」ということ自体も最終的な観察結果、すなわちいわゆる結果状態をまたなければわからない、ということなのである。

観察手段（=得られる情報）が限定されているだけでなく、そもそも出発点なるものをおいかなる根拠で同定できるのかを考えれば、「初期条件が均一である」という命題はおよそ真偽が判定できるのかどうか疑わしい。たとえ最終的な観察時点では必要な情報はあらかじめ手に入ると仮定し、かつ、出発点の時点は何らかの手段で一意に同定できると仮定しても、それだけでは出発時点で「初期条件が均一である」かどうかは判定できない。到達点での資源分布の状況を調べてはじめて判定できる。あるいは、「初期条件が均一である」と出発点で判定できてもそれが実現できるとはかぎらない。例えば、親の学歴が均一かどうかは判定できるか、親の学歴獲得がその出発点時点に完了している場合には、親の学歴を均一にすることはできない。

いずれにせよ、その程度に不確定性を狭く限定しても、上で述べた二つの種類の不確定性は残る。おそらくこの点に関しては、ほとんど異論がでないだろう。後でのべるように、この程度の不確定性を否定すれば、「機会」という概念自体が成り立たなくなるからである。

この条件下においては、出発点での状態が結果状態にどう影響するが確定的にわからぬ。簡単にいえば、出発時点での関係者の状態がどの程度有利か不利かがわからない。不確定な推測をするしかない。結果の平等原理の下では、現在の資源の配分を現在時点での調整する。つまり、調整の時点でどういう利害があるか、関係者全員が確定的にわかっている。それゆえ、関係者のそれぞれの個別利害にもとづく干渉がおきやすい。それに対して、機会の平等原理で何らかの調整がなされるとしたら、主に出発時点である。そこでは結果状態が確定的にはわからない。つまり、関係者の個別利害がどうであるかが確定的にはわからない。それゆえ、関係者の個別利害による干渉がおきる可能性が低い。機会の平等原理は結果の平等原理に比べて「特殊利害に対して相対的に独立」なのである(佐藤,2001b)。

けれども、これもすでに述べたことだが、この特殊利害に対する独立性にはもう一つの面がある。関係者の個別利害が最終的にどうなるかがわからないということは、出発点の時点での初期条件の均一化をはかる利害も弱いということでもある。親の学歴が本人の学歴にどの程度影響するかが不確定だとすれば、たとえ親の学歴が操作可能であったとしても、それを強く均一化しようとする利害も弱い。正確にいえば、そういう利害も不確定である。それゆえ、初期条件の均一性が判定可能でありかつ操作可能であっても、均一化しようと現実に動く可能性はさがる。特殊利害に対する独立性は初期条件の不均一を保存する方向にも働くのである(佐藤,2001b)。

そう考えると、機会の平等原理が十分に機能できる状況はかなり限られてくる。すなわち、初期条件の均一性が何らかの形で保証されている場合か、最終利害の不確定性が何らかの形で存在しない場合である。

このことは、機会の平等原理が市場原理主義とまではいわないにせよ、市場という資源配分の制度モデルとなぜ強く結びついてきたかという問いに、一つの答えをあたえる。市場というモデルは、市場の内部では初期条件の均一性が成立していることを定義によって保証する。そこでありうる初期条件の不均一はただ一つ、市場へのアクセスの不均一である。この場合、当該の資源がその市場でしか入手できなければ、最終的な利害は確定的にわかる。アクセスできない関係者はその資源を入手できないからである。

逆にいえば、市場という制度モデルを、意識的にせよ暗黙のうちにせよ、想定するかどうか、より正確には、どのような形で想定するかどうかによって、機会の平等原理のかかえる問題をどう考えるかはかわってくる。

1.5

この点に関して、私は佐藤(2000)と佐藤(2001a)で「機会の不平等は事後的にしかわからない」という命題を示した。これをめぐつていくつか傾聴すべき批判が寄せられている。それらが全面的に正しいとは思わないが、十分に検討すべき、そして私が十分に検討していなかつた重要な論点がふくまれている。それをここで考えてみたい。

一つは大沢真理氏が書いているものである。

「アマルティア・センは「機能(functioning)」と「潜在能力(capability)」を重視する。「機能」は、人の状態（〇〇であること）や行動（〇〇すること）をさし、福祉の現状を直接表す。「潜在能力」は各人が選択することのできる「機能」の集合である。個人が選択できる生き方の幅、といつてもよいだろう。佐藤は潜在能力概念が機能を直接測定することであると理解し、そのためにはある人が「本来なら何ができたか」を知らなければならないから、他人の生にたいする全面的な干渉になりかねないとセンと批判する。しかし、センの潜在能力概念は、「本来なら」ではなく、”いま・ここで”人がとれる状態や行動の集合であり、佐藤が「目に見える」という「結果」にあたる。実際、センは「機会の平等」概念の「曖昧さ」を指摘している。」（大沢,2002,236　なお上の文章のなかでの佐藤(2001a)の文献表示のページ数はたぶん誤り）

短い記述なので正確な意味をとりにくいが（いうまでもなくそのさらなる原因是私自身の本での記述が短く正確な意味をとりにくいことにある）、いくつか区別すべき点があるよう思う。

一つは「選択できる」と「とれる」が同じ意味かどうかである。これはDworkinの「資源の平等」論で問題となった選好と内的資源（社会学的にいえば属性 ascription）との区別と関係している。もう一つは私のいう「結果」がセンのいう「潜在能力」と同じことか、である。これは私のいう「結果」は「とれる状態」と同じことか、ともいいかえられる。

前者に関してはこれ自体が機会の平等論の大きな問題系であり（後藤,2002,5章など）、私にはまだきちんとと考えられていない。後者についていえば、私のいう「結果」は「潜在能力」でもないし、「とれる状態」でもないと、私は考えている。あえて大沢と同じようないい方をつかえば、私のいう「結果」は「とれる状態」ではなく「である状態」である。可能態ではなく現実態である。だからこそ「目に見える」。

そもそも佐藤(2000)や佐藤(2001)で「結果」としてあげられているのは、職業や学歴、収入である。これらは近代社会では個々人の間で交換可能な外的状態と考えられている。つまり、機能ではなく財である。

財と機能が同じであれば、機能や潜在能力という概念はそもそも必要ない。この二つがちがう、例えばこの二つの間の個人の利用能力といった第三変数（＝変換する関数）があり、それがわからぬかぎり財ベクトルから機能ベクトルや潜在能力を求められないとい

うことが、潜在能力論の大前提である。

1.6

私がセンへの批判として述べたのは、a)この財を機能に変換する関数は現在の人間の知識では知りえないし、b)たとえ知りえると仮定しても、現実に知ろうとすれば、基本的人権やプライバシーを脅かす可能性が高いだろう、ということである。

わかりやすくするために、大沢がいうように、私のいう「結果」が Sen の「潜在能力」と同じだとしよう。この場合、機能や潜在能力を同定できるということは、出発点でどういう状態であるかがわかれば（例えば父の主職が何であれば）到達点でどういう状態になっているか（例えば本人の四〇歳時職が何であるか）が同定できることに等しい。その意味で、財から機能への変換関数を具体的に知ることは「機会」を直接測定することと同義になる。

そんなことは事後的にしかわからない、つまり到達点が経過した後で具体的に調べてみないとわからない。それを事前に予知できる理論は未だかつて存在していないし、もし理論的に予知できるとしてそのために必要な情報を集めることは基本的人権やプライバシーに抵触する、というのが私の批判点である。数学的な定義の上で、機能ベクトルや利用関数を記号化できるからといって、それが実在したり、具体的に知りえるわけではない。

この点に関しては経済学の多くの議論は論理的なごまかしか、あるいは机上の空論におちいっている。例えば、Roemer(1996=2001)もそうである。Roemer はかなり厳密に考える人であるが、次のような手順で機会の不平等を定式化できるとしている。

「第一に、…最初に各個人の選択に影響を与え、彼らのコントロール能力を超える（と社会がみなす）周辺環境の構成要素をとりだし、…各個人を同値類に分ける。第二に、各タイプでの行為選択の分布を実際に調べることにより、各個人のさまざまな行為に対するアクセスを決定する」(Roemer,1996=2001,320-321)

Roemer は喫煙(年数)という行為を具体例にして、これを解説している。

「各タイプに属する人が十分多い場合…、各タイプでの喫煙年数の頻度はそのタイプ内のある人が選択する喫煙年数の生起を表す確率分布とみることができる。例えばタイプ1で7年未満の喫煙年数をもつ人が30%、タイプ2で5年未満の喫煙年数をもつ人が32%であるなら、…タイプ1の人が7年未満の喫煙をする確率が0.3なのにに対して、タイプ2の人が5年未満の喫煙をする確率が0.32である」(Roemer,1996=2001,320)

まだわかりにくいが、要するに、特定の内的資源(=周辺環境) のカテゴリーにあてはま

る人とそうでないとの間で、ある状態（例えば職業）を手に入れられる確率がちがう。そのちがいをもって「機会の不平等」だと考えるというわけである。

しかし、この確率は具体的にどうやって求められるのだろうか？ 現在または過去にそのカテゴリーにあてはまる人がその状態にある頻度がどうなっているかは調べることができる。けれども、確率論すでにさんざん議論されているように、現在または過去の頻度と将来の可能性は全くちがうものである。

仮に 2003 年の時点で、タイプ 1、例えば 60 歳の白人の女性の 30% が 7 年未満の喫煙年数をもち、タイプ 2、例えば 60 歳の黒人の男性の 32% が 5 年未満の喫煙年数をもつとしよう。だからといって、2013 年や 2023 年に、タイプ 1 およびタイプの人たちが同じ頻度で喫煙年数する保証はどこにもない。例えば、この種の健康に有害な生活慣習が社会経済的が低い人により残りづけやすいとしたら、2013 年や 2023 年には白人の女性の喫煙年数の頻度（分布の期待値？）がより低下している可能性は十分ある。

Roemer がごましている点はもう一つある。彼の喫煙の例で述べられているのは、各タイプの人が<現在>どういう喫煙行為をとっているかである。つまり、この例で数値化されているのは現在の現にしている行為（=ある状態）であって、行為へのアクセス（=とれる状態）ではない。だから、上の例は機会の不平等ではなく、結果の不平等なのである。機会の不平等というためには、アクセスされる「行為」はタイプを同定する時点に対してつねに未来にないといけない。きつい言い方をすれば、Roemer は（現在または過去の）行為と（未来の）行為へのアクセスを混同することで、現在または過去の頻度と将来の可能性とを混同しているのである。

具体的な例でいえばわかりやすいだろう。1995 年の時点で、1955 年生まれで父主職が専門管理職だった人の何% の<頻度>で 40 歳職で専門管理職になっていたかはわかるが、その数値をもって、それ以降に生まれた世代、例えば 1975 年や 1995 年生まれで父主職が専門管理職だった人の何% の<確率>で 40 歳職で専門管理職になれるかはわからない。理論的にそもそも予知できないし、経験的にも SSM 調査でみると、1955 年以前に生まれた人々でも時期によって頻度の値はかなり大きく変わっている。

私は Roemer の実証的なデータ分析を見ていないので断定的なことはいえないが、少なくとも定義論を見る限り、Roemer は現在または過去の頻度と将来の可能性と同一視できないことに、正確にいえば同一視できないことがいかなる困難をひきおこすかに鈍感である。確率という言葉をつかうことで、この二つの間にある裂け目に目を閉ざしている。

1.7

しかし、だからといって大沢の提起した疑問点が的外れなわけではない。大沢の指摘は私が述べなかった重要な事態を一つ指摘している。

あらゆる機能が各人の財あるいは内的状態から一意に決められないとはかぎらない。機

能の内容をかなり限定すれば、そのなかには財や内的状態から一意に同定できるものがあるってもおかしくはない。例えば、「長期にわたって安定した現金収入をえる」という機能があるとしよう。これは厳密には機能ではなく財に近いと思う。つまり、機能の内容を具体的に特定していくと、どんどん財に近づいていく可能性がある。これは潜在能力を実証的に展開する上で重大な問題であり、Roemer の錯誤もその一種と考えることもできるが、ここではその点はあえて無視する。「長期にわたって安定した現金収入をえる」は機能だと考へる。

かなり乱暴な断定だが、戦後の日本では、この機能を実現するためにはホワイトカラーの総合職に就く必要があったといえなくもない。そして女性はごく稀なケースをのぞけば、その性別という内的資源ゆえに総合職に就くことができなかつた。その意味で、女性という内的状態がわかれれば「長期にわかつて安定した現金収入をえる」という機能が達成できるかどうかは一意に決まる。

別の言い方をすれば、「機会の不平等」といわれているなかには、たしかに<ある面で>確定的なものがある（橋本健二氏もこの点は指摘している、橋本,2001）。実際、女性が総合職の採用過程からしめだされていたことは「機会の不均等」と呼ばれているし、私自身もそう呼んできた。

これについてきちんと議論しなかつたのは私のミスである。そのことを認めた上で、なぜこれらが「機会の不平等」とよばれるのか、あらためて考えてみたい。

実は佐藤(2000)で「機会の不平等は事後的にしかわからない」と書いた際、この点を考慮しなかつたわけではない。考慮した上で、ふれなかつた。これは機会の問題ではないと考えたからである。つまり、女性が総合職の採用試験をうけることができないというのは、職業を選ぶ権利の剥奪であつて、それを「機会」とよぶのはふさわしくないと考えたのである。ただし、今からふりかえれば、その理由を十分に検討してはいなかつた。

そのとき、私が検討した対照例は弁護士をよぶ権利であった。仮に女性には弁護士にアクセスする権利がないとしよう。その場合、そうであることによって、民事でも刑事でも、女性が自らに有利な法的決定を得られる可能性は少なくなる。法的決定も社会的な資源と考えられるから、ある資源へのアクセス（=獲得可能性）が本人には責任のない属性によって狭められている。その点ではこれは機会の不平等といつておかしくない。

だが、実際にはこれが「機会の不平等」とよばれることはない。他にも同じ事態は考えられる。例えば社会保障をうける権利もそうである。特定のカテゴリーの人が年金受給資格者になりえないとすれば、それは将来のおける生活資金の獲得可能性を狭められることになる。だから、機会の不平等と呼べるはずだが、実際にはそうはいわれない。これらはたんに「差別」や「権利の剥奪」と呼ばれている。だから、同じように、女性が総合職の採用試験がうけられないのは機会の不平等ではなく、権利の剥奪として定式化すべきだろう、と考えたのである。

1.8

今から振り返ると、ここには明らかに飛躍がある。女性に弁護士を呼ぶ権利がない場合や年金受給資格がない場合を、なぜ「機会の不平等」と呼ばないのか？ それについて明示的に考えていない。

これに関して確実なことをいうのはむずかしい。論理的には、「機会の不平等」と呼んでいけない強い理由はないからである。ただ、日常的な語感からはやはりあまりふさわしく思う。

年金受給の場合を考えてみよう。これが機会の不平等とされないのは、年金という資源は原則すべての人間にあたえられるべきだとされているからではないか。つまり、特定の人間だけが得られるという希少性がない。年金受給資格がなければ年金をもらえないだけでなく、資格があれば原則年金をうけられる。つまり、資源が獲得できることが確定的なのである。資源獲得プロセスというものが想定されないのである。

弁護士をよぶ権利の場合はもう少し微妙である。弁護士の場合、年金とはちがって、弁護士にアクセスする権利の有無は、ある場合でもない場合でも、最終的な結果と一意にむすびつかない。丁寧にいえば、弁護士（を使う状態）にアクセスできたとしても、自分に有利な判決が得られるとはかぎらないし、反対に、弁護士にアクセスできなくても、自分に有利な判決が得られる可能性はある。つまり、弁護士へのアクセスの有無という出発点と法的決定という到達点の間には不確定性がある。

にもかかわらず、弁護士へのアクセスの有無が機会の不平等とはいがたいのは、法的決定をうることが資源獲得とはちがう何かと考えられているからだろう。日常的な感覚において、法的決定は何が真実かを発見することである。刑事ならば有罪か無罪か、民事ならば誰の責任でどんな損害（権利侵害）が生じているのか、そういう事実を確定することである。いいかえると、どんな法的決定がくだされるべきかは本来ならば一意に決まっており、ただ人間の知には限界があるため、それをうまく発見できないことがしばしばおこる。そういう意味での不確定性があるのである。つまり、法的決定の場合には、弁護士にアクセスできるかいなかにかかわりなく、最終的な状態は確定しているという大前提ですべてのプロセスが進行する。

逆にいえば、こういう信憑をもたない人間であれば、具体的にいえば「法的決定とは真実を再発見することだ」と考えない人間であれば、法的決定を資源獲得のゲームとして考えも不思議はない。実際、職業ずれした弁護士などは実際そう考えているかもしれない。こうした了解の上では、弁護士へのアクセスは法的決定という資源獲得のために重要な機会の一つとして考えてもおかしくない。その場合には、弁護士へのアクセスの有無は「機会の不平等」だとよびうる。

1.9

以上の議論が正しいとすれば、アクセスする権利の有無という確定的な事態についても、「これが機会の不平等である」とはいいう。けれども、同時に、アクセスする権利の有無によってその後のプロセスが左右されて最終状態（結果）が変わると考えられるものすべてで、アクセスする権利の有無が「機会の不平等」といわれるわけではない。「機会の不平等」とよばれるかどうかは、出発点の後のプロセスの性格によってかわってくる。要約すれば、「機会の不平等」が強い意味でいえるのは *referent* となる結果状態に関して内在的な不確定性がある場合ではなかろうか。ここでいう「内在的」とは当該資源の獲得プロセスそのものに内的に起因するという意味である。それに対して「外在的」の例としては、法的決定における誤認による判決の可能性などが考えられよう。アクセスの後につづくプロセスが資源獲得のゲームあるいは競争と考えられる場合において、出発点でのアクセスの権利の有無は特に「機会の不平等」とよばれるのではないか。その意味で、「機会の平等」は「市場」というよりも「競争」という一次モデルとむすびついているのかもしれない（これについては3.で考察する予定である）。

その点でいえば、「機会の不平等は事後的にしかいいえない」という命題は全体的には妥当だと思う。ただし、部分的に機会の不平等が確定的にいえるケースはたしかにある。具体的にいうならば、誰が最終的にその資源を獲得できるかを出発点では確定できないが、誰が最終的にその資源を獲得できないかは出発点で確定しているケースはある。

ただ、これも厳密にいえば微妙なところがあると私自身は思う。男女雇用機会均等法の場合でも、女性が総合職になる可能性が全くなければ、これを本当に「機会の不平等」だといえたかどうか。むしろそれはもっと素朴に「権利の剥奪」とよばれたのではないか。つまり、均等法以前でも総合職になる、正確には企業の管理職になるという最終状態に女性が全く到達できなかったわけではない。ただそれがあまりにも狭かった。だから機会の不平等だといわれたのではないか。狭いということは獲得できないということではない。したがって、均等法のケースでも、誰が最終的にその資源を獲得できないかが出発点では確定していなかつたのではないか。少なくともその可能性は排除できないと思う。

センの議論にやや強引にひきうつせば、これは「潜在能力 *capability*」という言葉をどう使うかという問題になる。もし確定的に奪われているのであれば、それは *capability* のちがいではなく、*capability* がある人とない人のちがいとして定式化すべきだと思う。*capability* のちがいというのであれば、それは可能性のちがいとして考えるべきで、事後にしか確定しえない。

いいかえれば、*capability* という便利な言葉で二つのちがった事態が言及されているのである。確定的に奪われていることであれば、それは *capability* がないというべきであり、「権利の剥奪」として定式化するのが自然である。確定的に奪われていることではないのであれば、*capability* のちがいとして、「機会の不平等」として定式化するのが自然である。

もちろん「権利の剥奪」と「(狭義の)機会の不平等」が特定の資源獲得においてともに見

られるケースも多いし、不公平という点では「権利の剥奪」の方がより深刻な問題をはらんでいる。したがって、この二つを同時に問題にしても何らさしつかえないし、この二つの使い分けがあまり意味を持たない場合もあるだろう。

1.10

それを認めた上で、一つ、考慮しておくべき点があると思う。

「権利の剥奪」と「(狭義の)機会の不平等」が並存するようなケースにおいては、機会の平等原理がもつ初期条件の不均一を保存する方向性（→1.4）が独自の作用をおよぼすかもしれない。権利の剥奪の場合は、出発点すなわち調整が行われる時点で、部分的にせよ最終状態が確定している。つまり、関係者の利害がすでに固定されている。したがって、それによって不利益をこうむる人たちは、それを是正しようとするだろう。

この場合、利害配置のあり方は結果の平等原理と基本的には同じである。最終的な資源の配分が未来に行われる点ではちがうが、それが確定的なものであれば（割引率的なものを考慮しなければ）現在の資源と大きなちがいはない。また、「権利の剥奪」的な事態は当事者においては、それ自体が<現在時点での資源剥奪>として了解されることが多い。それこそ男女雇用機会均等法でいえば、総合職になりたいかどうかとは別に、なる可能性が閉ざされるということをもって violation が行われたと感じられていたように思う。

事実、均等法施行後の就職志望のあり方をみても、なりたいかどうかと、なる可能性が閉ざされることが問題だとするかどうかは、別の事態であったようである。これは逆から考えてみるとわかりやすい。総合職をめざす女性が少ないからといって、総合職の採用枠の大きさを女性と男性でちがうという措置は正しいといえるだろうか。もし正しいとはいえないと考えるとすれば、それは最終的に総合職になれるかどうかという未来の不平等とは別に、アクセスできるかどうか（＝権利があるかないか）という現在の不平等状態が問題にされていたのだといえるのではなかろうか。その意味でいえば、「権利の剥奪」はむしろ結果の不平等にふくまれるべきかもしれない。

この場合、「権利の剥奪」は利害と利害関係者が確定的であるがゆえに、それを是正しようとする力が強く働く。ところが、利害が不確定である「機会の不平等」要因<候補>はすでに述べたように、是正しようとする政治的動員力が低く、保存されやすい。結果として「権利の剥奪」の方だけが改善されて、不確定性をはらむ「機会の不平等」要因<候補>は残り続けるという可能性はかなりある。例えば、男性と女性で管理職になる頻度が同じになつたとしても、出身家庭による格差は残りつづけるといった可能性である。

さらに、「権利の剥奪」が現在時点での資源の不平等の方へふれた場合には、かなり厄介な事態がおこりうる。つまり、獲得へのアクセスの有無が不平等だとされた場合、1)獲得したいと思っているかどうかにかかわりなくそのアクセスの不平等を改善することと、2)獲得したいと思っているにもかかわらず「機会の不平等」要因<候補>によって不利な立場にお